

【パブリックコメント募集要領】

「守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針（案）」に係るパブリックコメントを募集します。

1 「守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針（案）」について

本市では、令和7年2月に策定しました「守口市こども計画」の中で、教育・保育の今後の確保方策については、量の見込みに対する確保方策に大幅な不足が生じる見込みとなっていることから、公立認定こども園の民間移管に伴う定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図ることとし、令和9年度に市立にじいろ認定こども園を民間移管することとしています。

市立にじいろ認定こども園を民間移管するにあたり、民間移管の実施方法や事業者の選考方法、移管園で実施する教育・保育内容等についての市の基本的な考え方を「守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針（案）」として策定しました。

2 概要

基本方針の策定を進める上で、守口市の考え方を市民のみなさまに周知するとともに、幅広い意見を聴取するため、パブリックコメントを次の内容で実施いたします。市民のみなさまのご意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

3 意見募集期間、閲覧場所、提出方法、記載方法

① 意見募集期間

- ・令和7年7月10日（木）から同年8月8日（金）まで
（郵送の場合は令和7年8月8日（金）の消印有効）

② 閲覧場所

- ・守口市情報コーナー、こども施設課、市立認定こども園（あおぞら、にじいろ 計2か所）、コミュニティセンター（東部エリア、中部エリア、南部エリア、八雲東、北部、庭窪、錦、西部 計8か所）、児童センター、わかくさ・わかすぎ園、文化センター、市民体育館、守口市立図書館、大日サービスコーナー

計18か所

③ 提出方法

- ・郵 送：〒570-8666
大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号
守口市役所 こども施設課
- ・F A X：06-6992-1400
- ・Eメール：hoikuyou@city.moriguchi.lg.jp
- ・持 参：閲覧場所への持ち込み（回収ボックスに投函）

④ 記載方法

- ・意見提出用紙をご用意していますが、書式は特に定めておりません。用紙に住所、氏名、連絡先および件名『「守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針（案）」について』を記載してください。

4 その他

お寄せいただきましたご意見につきましては、市としての考え方を整理した上で、市ホームページ等に掲載いたします。なお、ご意見をお寄せいただいた方の個人情報を公表したり、パブリックコメントの目的以外に使用することは一切ございません。

お寄せいただいたご意見の全てが、内容に反映されるとは限りませんので、何卒ご了承ください。

お問い合わせ

守口市役所 こども部こども施設課
電話 06-6992-1661